

第4号様式の2（第7条、第7条の2関係）（表）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

## 屋外広告物点検報告書

令和〇年〇月〇日

(あて先) 綾瀬市長

報告者 郵便番号 252-1129  
住所又は所在地 神奈川県綾瀬市〇〇〇〇  
一丁目〇〇番〇〇号  
氏名又は法人名 株式会社〇〇〇〇  
及び代表者氏名 代表取締役 綾瀬 太郎  
電話番号 0467-77-1111

屋外広告物申請者  
と同じ

次の広告物又は掲出物件について点検を行ったので報告します。この報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

なお、点検した結果、補修を要する箇所があった広告物又は掲出物件については、公衆に対して危害を及ぼすことのないよう、速やかに補修その他必要な措置を講じます。

対象物件	広告物又は掲出物件の種類	独立広告板
	当初の設置年月	平成〇年〇月（〇年経過）
	前回許可の年月日及び番号	令和〇年〇月〇日 綾瀬市指令都整 第〇〇〇-〇〇〇〇号
	表示（設置）場所	綾瀬市〇〇〇〇一丁目〇〇番〇〇号
点検者等	点検者	郵便番号 111-1111 住所 神奈川県綾瀬市〇〇〇 氏名 綾瀬 花子 電話番号 0467-70-1234
	点検者の資格 (該当項目を○で囲んでください。)	1 屋外広告士 2 屋外広告物講習会修了者 3 広告美術仕上げに関し、職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者 4 知事が1から3までに掲げる者と同等以上の知識を有すると認定した者 5 一級建築士又は二級建築士 6 広告物等の点検に関する講習会の修了者 7 上記1から6までに該当しない者
	点検日	令和〇年〇月〇日

点検日は、申請日の  
30日以内

- 備考
- 当該広告物を表示し、又は掲出物件を設置している者が報告してください。
  - 点検状況を撮影した写真及び点検後の広告物又は掲出物件の写真を添付してください。
  - 当初の設置年月が不明の場合は、当初の許可年月を記入してください。
  - 広告塔、広告板、アーケードに設置するもの、案内板、アーチ又は広告幕のうち表示面が固定されているものの点検者は、点検者の資格欄1から6までに該当する者としてします。この場合には、点検者の資格欄1から6までに該当する者であることを証する書面の写しを添付してください。
  - 屋外広告物点検報告書は、広告物又は掲出物件ごとに提出してください。

(裏)

点検箇所	点検項目	※点検結果	C又はDの内容
上部構造・基礎部	1 上部構造の全体の傾斜、ぐらつき	A・B・C・D・無	
	2 基礎のひび割れ、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	A・B・C・D・無	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	A・B・C・D・無	
支持部	1 鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間	A・B・C・D・無	
	2 鉄骨接合部(ボルト・ナット・ビス)の緩み、欠落	A・B・C・D・無	
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	A・B・C・D・無	
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	A・B・C・D・無	
	3 取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常	A・B・C・D・無	
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	A・B・C・D・無	表示面が一部破損しており、人が触れると怪我する恐れがあるため要補修。
	2 側板・表示面板押えの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	A・B・C・D・無	広告枠が一部変形している。すぐに広告板が落下することはないが、次回までに要補修。
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	A・B・C・D・無	
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	A・B・C・D・無	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	A・B・C・D・無	
	3 周辺機器の劣化、破損	A・B・C・D・無	
その他	1 附属部材(装飾・振れ止め棒・鳥よけ・その他附属品)の腐食、破損	A・B・C・D・無	
	2 避雷針の腐食、破損	A・B・C・D・無	
	3 その他点検した事項 ( )	A・B・C・D・無	

※ 点検結果欄は、次を参照してA、B、C、D又は無のいずれかで囲んでください。

- A 良好である。
- B 多少の劣化があり経過観察を要する。
- C 劣化が進行しているため次回点検時までに補修を要する。
- D 劣化しているため速やかな補修を要する。
- 無 該当する点検箇所・点検項目がない。

広告物が複数の場合、別紙一覧表でも可

## 備考部分に！！注意！！

- 1 当該広告物を表示し、又は掲出物件を設置している者が報告してください。
- ※ **綾瀬市長宛てに報告する者は、屋外広告物の申請者です。**
- 2 点検状況を撮影した写真及び点検後の広告物又は掲出物件の写真を添付してください。
- ※ **点検時の写真及び点検後の写真、2種類の写真を提出してください。**
- 3 当初の設置年月が不明の場合は、当初の許可年月を記入してください。
- ※ **当初の許可年月も不明の場合は、都市整備課（0467-70-1701）まで御連絡ください。**
- 4 広告塔、広告板、アーケードに設置するもの、案内板、アーチ又は広告幕のうち表示面が固定されているものの点検者は、点検者欄1から6で該当する者としてします。この場合には、点検者の資格欄1から6までに該当する者であることを証する書面の写しを添付してください。
- ※ **資格を持っていない場合には、広告業者に委託するなど御対応をお願いします。**  
**屋外広告物講習会の開催は、全国で開催されており、全国どこでも受講可能です。神奈川県内では神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市が持ち回りで年に1度開催します。**
- 5 屋外広告物点検報告書は、広告物又は掲出物件ごとに提出してください。
- ※ **1つの広告物につき、1枚報告書を提出してください。なお、点検結果別紙一覧表にまとめることもできます。**  
**（例）独立広告板3基、壁面利用広告物を2箇所設置している場合、報告書を5枚提出するか、報告書を1枚作成して別紙一覧表に5基分の点検結果を記載してください。**